

○ 総務省  
経済産業省 令第一号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

総務大臣 山本 早苗

経済産業大臣 宮沢 洋一

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年 総務省 令第三号）の一部を次のように改正する。  
経済産業省

第二十条第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二の二十三第一項」に改める。

附 則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。